

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成29年6月6日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 刈谷市一里山町伐払123番地	
株式会社 近 藤 組	
氏 名 代表取締役社長 近 藤 純 子	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0566-36-1811	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 近藤組
事業場の所在地	愛知県内（政令都市除く）
計画期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業（06 総合工事業）
② 事業の規模	元請完成工事高：1,612,158万円
③ 従業員数	340人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類→再生処理業者にて骨材・路盤材として再資源化 ・ガラス陶磁器くず→中間処理業者から再生処理業者に委託し再生原料として再資源化 ・廃プラスチック類→中間処理業者から再生処理業者に委託して、燃料として再資源化 ・金属くず→再生処理業者にて再生金属材として再資源化 ・汚泥→中間処理業者に委託して脱水後再資源化、最終処分業者に委託して、埋立処分 ・紙くず→中間処理業者から再生処理業者に委託して、再生紙として再資源化 ・木くず→中間処理業者から再生処理業者に委託して、燃料チップとして再資源化 ・繊維くず→中間処理業者から再生処理業者に委託して、固形燃料として再資源化 ・廃石膏ボード→中間処理業者から再生処理業者に委託し路盤材、燃料として再資源化 ・混合物→中間処理業者から最終処分業者に委託して、埋立処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 建設廃棄物処理総括管理 建設廃棄物処理担当部長 事務局 (安全品質環境課) 建設廃棄物処理総括責任者 (事業部長) 土木・建築・住宅 建設廃棄物処理責任者 (事務所所長) 各 事 務 所 処理担当者 (作業所長) 各作業所		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度 (平成28年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	※別紙Aのとおり
	排 出 量	
	(これまでに実施した取組) ・包装材の簡素化を行う	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	※別紙Aのとおり
	排 出 量	
	(今後実施する予定の取組) ・現場への資材搬入は、パレット・コンテナ等により搬入し、梱包状態を避ける ・工場加工 (プレカット・ユニット組立) 等を行い現場で作業後に残る端材・残材の量を減らす	
産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別ヤードには、品目の分かる表示をする	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・大型コンテナによる混合収集は、極力実施せず、小型コンテナ (1～2m ³) 又は袋を使用し分別する	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 平成28年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙Bのとおり	
	全 処 理 委 託 量		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかる		

② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙Bのとおり
	全 処 理 委 託 量	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	
	(今後実施する予定の取組) ・ 処理業者を選定する場合は、優良認定処理業者を優先する ・ 定期的に委託先処理業者の処理状況を実地確認する	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合物	混合物	石綿含有混合物	石綿含有混合物	合計
										安定型	管理型	安定型	管理型	
排出量	13,715.13	266.20	58.66	8.96	5,534.88	16.59	458.80	5.11	263.80	35.50	1,893.29	68.50	0.00	22,325.42

(第2面)に同じ

産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合物	混合物	石綿含有混合物	石綿含有混合物	合計
										安定型	管理型	安定型	管理型	
排出量	12,343.00	239.00	52.00	8.00	4,981.00	14.00	412.00	4.00	237.00	31.00	1,703.00	61.00	0.00	20,085.00

(第2面)に同じ

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

(第4面)に同じ

[illegible]

(第5面)に同じ